

高齢者等への買い物支援及び見守り支援の連携協力に関する協定書

泉大津市（以下「甲」という。）、株式会社近商ストア（以下「乙」という。）及び社会福祉法人泉大津市社会福祉協議会（以下「丙」という。）は、高齢者等への買い物支援及び見守り支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高齢者等への買い物支援及び見守り支援に関する取組に関して、甲、乙及び丙が連携強化を図り、各々が有するリソースを有効活用することで、市民サービスの更なる向上及び地域福祉を推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 買い物が困難な高齢者等への買い物支援に関する事項
- (2) 前号の買い物支援を実施する際の地域の見守り支援に関する事項
- (3) その他本協定の目的を実現するために必要な事項

（役割分担）

第3条 甲、乙及び丙は、前条に定める連携協力事項を実施する際に、次に掲げる役割を担う。

- (1) 買い物支援に関し、乙は、泉大津市の買い物が困難な高齢者等に対し、移動販売を実施する。
 - (2) 買い物支援に関し、乙は、甲に対し、買い物が困難な高齢者等の情報を提供する。
 - (3) 買い物支援に関し、甲は、乙から移動販売の実施に当たり甲の所有地に係る使用許可の申請があったときは、必要性を確認した上で、その使用を許可する。
 - (4) 買い物支援に関し、甲は、泉大津市の住民に対し、乙が実施する移動販売の周知を行う。
 - (5) 見守り支援に関し、乙は、移動販売を実施する際に、地域の見守りを行う。
 - (6) 見守り支援に関し、乙は、前号に掲げる地域の見守りを行う中で、高齢者等の異変、緊急事態等を発見したときは、速やかに丙に報告するように努め、報告があった場合、丙は、適切な支援を行う。
 - (7) 見守り支援に関し、丙は、甲に対し、前号の規定による報告を受けた高齢者等の情報連携を行う。
 - (8) 甲、乙及び丙は、本協定に関して相互の持つ媒体等を活用して広報活動を行う。
- 2 乙は、前項第2号の情報提供若しくは同項第6号の報告（この項において「情報提供等」という。）を行った場合、情報提供等を行うことができなかった場合又は情報提供等に誤りがあった場合において、その後生じた問題などについて、その責任を負わないものとする。

（費用負担）

第4条 第3条に定める甲、乙及び丙の役割の実行及びその他の本協定に基づく活動に要する費用は、甲、乙及び丙の各々の負担とする。

（協定の内容の変更）

第5条 甲、乙又は丙から協定の内容の変更の申し出があったときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了

1 か月前までに甲、乙又は丙から書面により協定終了の申出を行わない限り、本協定は更に1年間更新し、以降も同様とする。

(協定の解除)

第7条 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙丙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

(守秘義務)

第8条 甲、乙及び丙は、第2条の連携協力事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理する。また、甲、乙及び丙は、本協定の履行の過程で相手方から取得した情報のうち相手方が開示の際に秘密である旨を明示した情報を、相手方の事前の承諾なしに、第三者に開示又は漏えいをしてはならず、また、本協定を履行する目的以外の目的に使用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りでない。

- (1) 相手方から取得した時点で公知の情報
- (2) 相手方から取得した時点で既に保有していた情報
- (3) 相手方から取得後、自己の責によらず公知となった情報
- (4) 相手方から取得した情報によらず独自に開発した情報
- (5) 正当な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報

2 前項の規定は、本協定の有効期間終了後も2年間、甲、乙及び丙に対し引き続き効力を有する。

3 前2項の規定にかかわらず、個人情報については、本協定の有効期間終了後も甲、乙及び丙は、法令等の定める範囲内において相手方から取得した個人情報を適切に管理する。

(その他)

第9条 この協定書に定めるもののほか、協定の目的達成のために必要な事項は、甲、乙及び丙の協議により別途定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月29日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市
市長 南出 賢一

乙 大阪府松原市上田三丁目8番28号
株式会社近商ストア
取締役社長 上田 尚義

丙 大阪府泉大津市東雲町9番15号
社会福祉法人泉大津市社会福祉協議会
会長 高寺 壽